

## 飯田市立病院経営強化プランの策定について

総務省の「公立病院経営強化ガイドライン」(2022.3)に基づき、病院事業を設置する地方公共団体に対し今年度又は来年度中に策定が要請されている「経営強化プラン」を策定するにあたり、同ガイドライン(以下「GL」)に従い地域医療構想調整会議の意見をお聴きするもの

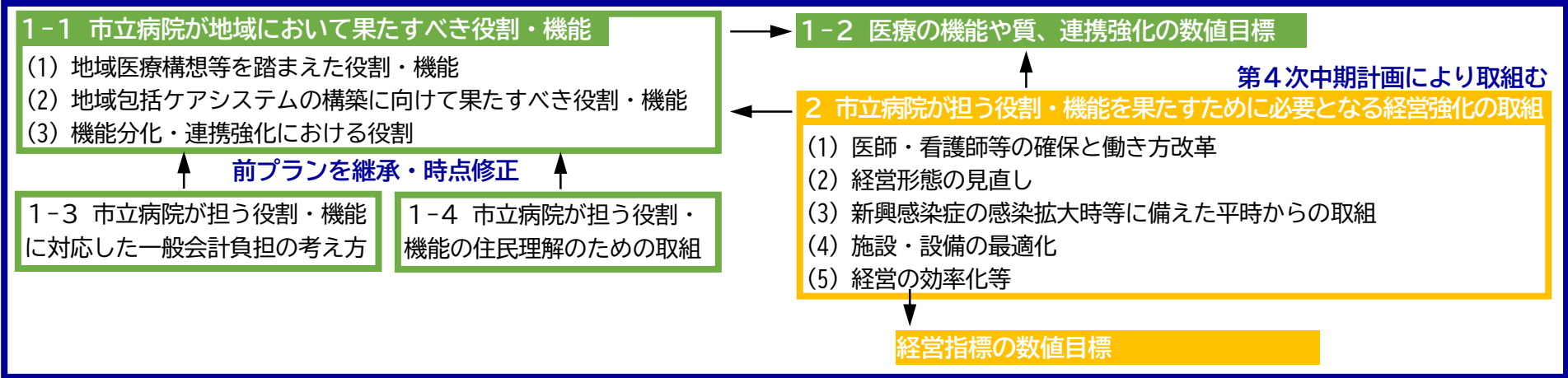
### I 経営強化プラン策定の趣旨

- 経過 2007(H19) 総務省「公立病院改革ガイドライン」→飯田市「市立病院改革プラン(2009(H21)～2013(H25))」  
2015(H27) 総務省「新公立病院改革ガイドライン」→飯田市「市立病院新改革プラン(2017(H29)～2021(R3))」  
⇒2009～2021年度 13年のうち11年で経常黒字を達成
- 策定の目的
  - ・持続可能な地域医療提供体制の確保のため、病院が地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化
  - ・その役割、機能を果たすために必要な取組を定め、これに取り組むことにより病院経営を強化するGLから引用

### 3 位置付け、構成

持続可能な地域医療提供体制の確保

#### 市立病院経営強化プラン



- プランの対象期間 2022(R4)年度～2027(R9)年度 6年間
- プランの進行管理 実施状況を毎年度点検及び評価 → 議会へ報告・病院ホームページで公表

1-1 市立病院が地域において果たすべき役割・機能

(1) 地域医療構想等を踏まえた役割・機能

地域医療構想の目標年度である2025（令和7）年の当圏域の病床数の必要量推計では、急性期機能は過剰となり回復期機能が不足すると推計されており、市立病院では2017（平成29）年に地域包括ケア病棟の運用を開始し、当該病棟の機能を急性期から回復期へ転換しました。

市立病院は、現在、高度急性期、急性期及び回復期の機能をもつ病床を有しており、当圏域における中核病院として救急医療、周産期医療、高度医療などを中心に地域医療の確保と医療水準の向上に努め、地域住民に安全・安心で質の高い医療を提供する役割を担っています。また、当圏域唯一の感染症指定医療機関として、地域の関係機関と連携・役割分担して感染症への対応を行っています。

本プランの期間中は、現在の病床の機能を維持し役割を果たしていきたいと考えていますが、環境変化に応じた病床の機能や病床数の検討も行っています。

○市立病院の機能別許可病床数 現状と予定

機能	2022 (R4) 年現在	2025 (R7) 年予定	2027 (R9) 年予定
高度急性期	131	131	131
急性期	226	226	226
回復期	46	46	46
計	403	403	403

※上記のほか、感染症病床4

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムとされています。

市立病院では地域包括ケアシステムの構築に向けた役割を果たすため地域包括ケア病棟を開設し、**急性期後を担う機能、在宅療養中の患者の急変を受け入れる機能、在宅復帰支援の機能を充実させてきています。**

地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療の役割がますます重要となることから、在宅を支える診療所やケアマネジャー、訪問看護ステーション等との連携強化、市立病院併設の訪問看護ステーションにおける終末期、小児、難病などの医療依存度が高い利用者を中心とした訪問看護、緩和ケアや皮膚ケアなどの専門スタッフのサポート等、「**治し支える医療**」の充実を図っています。

また、地域の皆様への出前健康講座や地域の医療従事者向けの研修の実施などの取組により、地域住民の健康づくりや地域医療水準の向上に寄与しています。

(3) 機能分化・連携強化における役割

当圏域では飯伊地区包括医療協議会を中心に、三師会や行政が一体となって地域医療を守る取組を行ってきており、その中で病院間や病院と診療所の連携や役割分担が作り上げられてきました。**市立病院は地域医療支援病院として、紹介患者さん中心の医療を提供する役割を担っており、地域のかかりつけ医等と連携して患者さんの紹介・逆紹介を推進しています。また、市立病院が保有する高度医療機器の共同利用の促進にも取り組んでいます。**

また、当圏域においては飯田下伊那診療連携システムism-Linkによる患者情報の共有化なども進んでおり、ism-Linkの参加施設は年々増加してきています。更に2018（平成30）年には、安全な分娩のために地域内の分娩施設と健診施設の妊婦情報（処方、検査、画像情報等）を正確かつ連続的に蓄積、共有するシステムが構築されており、いずれのシステムにも市立病院は主体的に参加しています。

都道府県の医師確保計画に用いられている医師の偏在指標では、当圏域は医師少数区域とされており医師が不足している状況が続いています。市立病院では、医師を他の病院等へ派遣して診療を行うなどの支援を行っています。